

職発1020第3号
令和2年10月20日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定に定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的な考え方

1 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で同項の書面による協定（以下単に「労使協定」という。）を締結し、一定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、労使協定には、協定対象派遣労働者（同項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者をいう。以下同じ。）の賃金の決定の方法を定めなければならない。当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、2及び3に定める要件を満たすものでなければならない。

なお、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

2 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

（1）一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。また、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

この「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成 11 年 11 月 17 日付け女発第 325 号、職発第 814 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第 7 の 5 と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではないこと。また、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所ではなく、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都であること。

なお、この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

(2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいうこと。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、一般賃金と協定対象派遣労働者の賃金の比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

3 法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

4 適用日等

本通知については、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年更新する予定である。

5 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働市場への影響等を踏まえた取扱い

(1) 取扱いの内容

現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済・雇用への影響等がある中で、令和3年度に適用する一般賃金の額について、令和元年又は令和元年度の統計調査等を活用した数値をそのまま適用した場合には、派遣労働者の雇用への影響が懸念される。

令和3年度に適用する一般賃金の額については、派遣労働者の雇用維持・確保の観点から、労使協定締結の当事者である労使が十分に協議できるようにすることが必要である。このため、原則として、本通知の第2の1から3までに定める方法により算出した一般賃金の額（以下（2）及び（3）において「一般賃金の額（令和3年度）」という。）を用いることとするが、派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的として、（2）に定める要件を満たし労使で合意した場合には、4に定める適用日において、令和元年7月8日付け職発0708第2号における一般賃金の額（以下（2）及び（3）において「一般賃金の額（令和2年度）」という。）を用いることも可能とする。

(2) 要件

以下の①から④までの全ての要件を満たす場合に限り、一般賃金の額（令和2年度）を労使において選択することも可能であること。なお、④の要件における都道府県労働局への提出方法については、別途通知する。

① 派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的とするものであって、

その旨を労使協定に明記していること。

- ② 労使協定を締結した事業所及び当該事業所の特定の職種・地域において、労使協定締結時点で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業活動を示す指標（職種・地域別）が現に影響を受けており、かつ、当該影響が今後も見込まれるものであること等を具体的に示し、労使で十分に議論を行うこと。例えば、次のイからハまでを用い、議論を行うことが考えられる。

イ 「労使協定を締結した事業所において、労使協定締結時点で、雇用調整助成金の要件（事業活動を示す指標が5%以上減少）を満たしていること」など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による事業所全体の事業の縮小状況

ロ 特定の職種・地域におけるこれまでの事業活動を示す指標の動向。例えば、以下のものが考えられること。

- ・ 「労働者派遣契約数が、令和2年1月24日以降、継続的に減少していること」
- ・ 「労働者派遣契約数が、対前年同月比で継続的に減少していること」
- ・ 「新規の労働者派遣契約数が、対前年同月比で継続的に減少していること」

ハ ロの動向を踏まえた令和3年度中の労働者派遣契約数等への影響の見込み

- ③ 労使協定に、一般賃金の額（令和2年度）を適用する旨及びその理由を明確に記載していること。理由については、①の目的及び②の要件で検討した指標を用いた具体的な影響等を記載することとし、主觀的・抽象的な理由のみでは認められないこと。

- ④ ①の要件に係る派遣労働者の雇用維持・確保を図るために講じる対応策、②の要件に係る事業活動を示す指標の根拠書類及び一般賃金の額（令和2年度）が適用される協定対象派遣労働者数等を、法第23条第1項及び第2項の規定に基づく事業報告書の提出時に併せて、都道府県労働局に提出すること。

（3）留意点

例えば、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げる目的に、職種ごとに一般賃金の額（令和3年度）と一般賃金の額（令和2年度）の適用を恣意的に使い分けることは、労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済・雇用への影響

等については、職種や地域により差があると考えられることから、(2)の②の要件により、職種や地域ごとに事業活動を示す指標を確認することが基本となること。例えば、職種や地域ごとに事業活動を示す指標を確認することなく、労使協定を締結する事業所全体の協定対象派遣労働者に対して、一律、一般賃金の額（令和2年度）を適用することは、原則として認められないこと。

この他、個々の派遣元事業主における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による職種や地域への影響等を踏まえ、労使協定の内容を検討していくことが必要である。このため、一般賃金の額（令和2年度）を適用する場合には、労使協定の内容を令和3年度中であっても見直しができる旨を定めた規定を労使協定に記載することが望ましいこと。

第2 一般賃金の取扱い

一般賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等については、以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値（①）×能力・経験調整指数（②）×地域指数（③）

① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

なお、第5の1のとおり、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する

賃金の基準値とするのに適切でないと認められる場合等には、他の公的統計又は一定の要件を満たす民間統計を活用することも可能である。

② 能力・経験調整指數

「能力・経験調整指數」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指數である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、次の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	116.8	125.4	129.5	136.8	157.4	196.8

③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指數である。

(2) 一般基本給・賞与等の額

(1) に定める一般基本給・賞与等の額については、別添1又は別添2の数値((1)の①×②)に別添3の地域指数((1)の③)を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

別添1及び別添2の数値については、次の点に留意すること。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値(0年)」の額が最低賃金法(昭和24年法律第137号)第9条第1項の地域別最低賃金(以下単に「地域別最低賃金」という。)又は同法第15条第1項の特定最低賃金(以下単に「特定最低賃金」という。)を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値(0年)」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指數を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。

① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値(0年)」の数値は、(イ)から(ハ)までのとおり集計したものであること。

(イ) 賃金構造基本統計調査(集計対象:企業規模10人以上の企業)の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別

給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

- (ロ) (イ)で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「74円」（2の（2）参照）を控除。
- (ハ) 賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、(ロ)で算出した数値から学歴計の初任給との差（12.6%）を控除。
- 口 「参考値（0年）」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「74円」の控除及び学歴計の初任給との差（12.6%）の調整を行う前のイの(イ)の数値であること。

② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ 「基準値（0年）」の数値は、(イ)及び(ロ)のとおり集計したものであること。

- (イ) ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続0年目相当の額として、未経験者の賃金と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。
- (ロ) 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、(イ)で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じたものを算出。
- 口 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていないこと。
- ハ 「参考値（0年）」は、ハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）した額であること。

2 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、次の（1）又は（2）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（1）と（2）の双方を選択することも可能であること。

（1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当

と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額が「74円」未満である場合には、(2)により取り扱うこととすること。

- (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「74円」とする。

※ 「74円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事待遇制度に関する調査(独立行政法人労働政策研究・研修機構)」の通勤手当の平均額を「賃金構造基本統計調査(平成25年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を除して得た「給与に占める通勤手当の割合」に「賃金構造基本統計調査(令和元年)」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

3 退職金

一般賃金のうち退職金(以下「一般退職金」という。)については、次の(1)、(2)又は(3)から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに(1)から(3)までを選択することも可能であること。

(1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合(以下の(2)及び(3)において単に「退職給付等の費用の割合」という。)を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

(3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※ 「6 %」とは、「平成 28 年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」(平成 28 年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額)に占める割合である。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合にも、(2) 又は (3) と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乘じた額を一般退職金とし、当該割合を「6 %」とする。

第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金については、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

①及び②を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるとしてする。

① 基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

② 賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能であること。

2 通勤手当

(1) 実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の(1)のとおりであること。

(2) 一般の労働者の通勤手當に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の(2)の「74円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を劳使で選択することも可能であること。

3 退職金

(1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の(1)のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法（例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。）」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

この「同等以上の水準」とは、第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の(2)の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を劳使で選択することも可能であること。

(3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第2の3の(3)の一般退職金の額以上の掛金（派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。）により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等（以下「中小企業退職金共済制度等」という。）に加入する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものであること。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基

本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものであること。

※ 一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合には、(2) の賃金と (3) の掛金等の合計額が、第2の3の(2)又は(3)の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で「同等以上」を確保する場合には、次の表の①から③までのいずれかの方法により、一般賃金及び協定対象派遣労働者の賃金を合算し、合算した協定対象派遣労働者の賃金の額が合算した一般賃金の額と同額以上でなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られること。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当(74円)」	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 + 「一般退職金」(6%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当(74円)」 + 「一般退職金」(6%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」 + 「退職金」

第4 労使協定の締結における留意点

次の1から3までについて、労使で十分な議論を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。なお、労使協定方式については、派遣労働者の段階的・体系的なキャリアアップ支援など、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようすることを目的としたものである。このため、当該目的を達成する観点から、見直し前の労使協定に定める協定対象

派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に議論することが望まれるものである。

1 基本給・賞与・手当等

(1) から(3)までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

(1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値について、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計の職種別の賃金を選択することが考えられること。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」」又は「第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 改訂の経緯とその内容」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)を参照すること。

また、別添1又は別添2のうちどの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に職種を使い分けることは労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって職業分類を使い分けるとき、具体的には、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

(2) 能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の(1)の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に定めること。

例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられること。

(3) 地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の(1)の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又は公共職業安定所管轄地域の指數を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県の指數又は公共職業安定所管轄地域の指數のいずれの地域指数を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げるなど、恣意的に地域指数を使い分けることは、労使協定方式の趣旨に照らして適切ではなく、認められないことに留意すること。

この他、一つの労使協定において、都道府県の指數及び公共職業安定所管轄地域の指數を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められないことに留意すること。

2 通勤手当

(1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間当たりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

第2の2の(2)の一般通勤手当「74円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

3 退職金

(1) 退職金手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

(2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合
第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

(3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に加入する旨を労使協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、次の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計（以下「独自統計等」という。）を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

1 一般基本給・賞与等

(1) 考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の(2)のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値等を労使で選択することとなるが、これらの調査等で把握可能な職種と協定対象派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離があること等が考えられるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等（統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。）による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該

当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に応じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則1年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使

協定に記載する場合は認められること。

2 一般通勤手当

(1) 考え方

第2の2の(2)の「74円」については、無期雇用の労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した数値であり、地域における通勤手段を勘案したものとはいえないため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすものでなければならならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少數の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、

母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。

- ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は認められること。

3 一般退職金

(1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

次の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められないことに留意すること。

(2)の③の統計については、次の①から⑦までの事項を満たすもので

なければならならない。また、既存の統計ではなく、(2) の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2) の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、厚生労働省職業安定局需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率 5 %以内又は 250 以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められないこと。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近 1 年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は 5 年とすること。

令和元年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

無期雇用かつフルタイムの労働者について、(所定内給与+特別給与÷12)÷所定内労働時間で時給換算したものを特別集計
企業規模計

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
0 産業計	1,272 (-)	1,486	1,595	1,647	1,740	2,002	2,503	1,529
201 自然科学系研究者	1,661 (-)	1,940	2,083	2,151	2,272	2,614	3,269	1,974
202 化学分析員	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,459
203 技術士	1,970 (-)	2,301	2,470	2,551	2,695	3,101	3,877	2,328
204 一級建築士	2,001 (-)	2,337	2,509	2,591	2,737	3,150	3,938	2,363
205 測量技術者	1,125 (1,184)	1,314	1,411	1,457	1,539	1,771	2,214	1,361
206 システム・エンジニア	1,526 (-)	1,782	1,914	1,976	2,088	2,402	3,003	1,820
207 プログラマー	1,253 (-)	1,464	1,571	1,623	1,714	1,972	2,466	1,508
208 医師	4,056 (-)	4,737	5,086	5,253	5,549	6,384	7,982	4,715
209 歯科医師	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
210 獣医師	1,582 (-)	1,848	1,984	2,049	2,164	2,490	3,113	1,884
211 薬剤師	1,823 (-)	2,129	2,286	2,361	2,494	2,869	3,588	2,160
212 看護師	1,439 (-)	1,681	1,805	1,864	1,969	2,265	2,832	1,721
213 準看護師	1,229 (-)	1,435	1,541	1,592	1,681	1,934	2,419	1,480
214 看護補助者	982 (-)	1,147	1,231	1,272	1,343	1,546	1,933	1,198
215 診療放射線・診療エックス線技師	1,425 (-)	1,664	1,787	1,845	1,949	2,243	2,804	1,704
216 臨床検査技師	1,226 (1,263)	1,432	1,537	1,588	1,677	1,930	2,413	1,477
217 理学療法士、作業療法士	1,300 (-)	1,518	1,630	1,684	1,778	2,046	2,558	1,561
218 歯科衛生士	1,194 (-)	1,395	1,497	1,546	1,633	1,879	2,350	1,440
219 歯科技工士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
220 栄養士	1,047 (1,054)	1,223	1,313	1,356	1,432	1,648	2,060	1,272
221 保育士（保母・保父）	1,093 (-)	1,277	1,371	1,415	1,495	1,720	2,151	1,325
222 介護支援専門員（ケアマネージャー）	1,254 (-)	1,465	1,573	1,624	1,715	1,974	2,468	1,509
223 ホームヘルパー	1,151 (-)	1,344	1,443	1,491	1,575	1,812	2,265	1,391
224 福祉施設介護員	1,072 (-)	1,252	1,344	1,388	1,466	1,687	2,110	1,300
225 弁護士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
226 公認会計士、税理士	1,391 (-)	1,625	1,744	1,801	1,903	2,189	2,737	1,665
227 社会保険労務士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
228 不動産鑑定士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
229 幼稚園教諭	1,047 (-)	1,223	1,313	1,356	1,432	1,648	2,060	1,272
230 高等学校教員	1,810 (-)	2,114	2,270	2,344	2,476	2,849	3,562	2,145
231 大学教授	3,621 (3,745)	4,229	4,541	4,689	4,954	5,699	7,126	4,217
232 大学准教授	3,082 (-)	3,600	3,865	3,991	4,216	4,851	6,065	3,600
233 大学講師	2,475 (-)	2,891	3,104	3,205	3,386	3,896	4,871	2,906
234 各種学校・専修学校教員	1,471 (-)	1,718	1,845	1,905	2,012	2,315	2,895	1,757
235 個人教師、塾・予備校講師	1,159 (1,160)	1,354	1,453	1,501	1,586	1,824	2,281	1,400
236 記者	1,654 (-)	1,932	2,074	2,142	2,263	2,603	3,255	1,966
237 デザイナー	1,167 (1,179)	1,363	1,463	1,511	1,596	1,837	2,297	1,409

企業規模計

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
301 ワープロ・オペレーター	1,095 (1,109)	1,279	1,373	1,418	1,498	1,724	2,155	1,327
302 キーパンチャー	1,096 (-)	1,280	1,374	1,419	1,499	1,725	2,157	1,328
303 電子計算機オペレーター	1,033 (1,129)	1,207	1,295	1,338	1,413	1,626	2,033	1,256
401 百貨店店員	1,004 (-)	1,173	1,259	1,300	1,373	1,580	1,976	1,223
402 販売店員(百貨店店員を除く。)	1,009 (-)	1,179	1,265	1,307	1,380	1,588	1,986	1,228
403 スーパー店チェック	858 (-)	1,002	1,076	1,111	1,174	1,350	1,689	1,056
404 自動車外交販売員	1,131 (-)	1,321	1,418	1,465	1,547	1,780	2,226	1,368
405 家庭用品外交販売員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
406 保険外交員	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,458
501 理容・美容師	876 (-)	1,023	1,099	1,134	1,198	1,379	1,724	1,076
502 洗たく工	882 (-)	1,030	1,106	1,142	1,207	1,388	1,736	1,083
503 調理士	1,037 (-)	1,211	1,300	1,343	1,419	1,632	2,041	1,260
504 調理士見習	874 (-)	1,021	1,096	1,132	1,196	1,376	1,720	1,074
505 給仕従事者	1,005 (1,019)	1,174	1,260	1,301	1,375	1,582	1,978	1,224
506 娯楽接客員	1,054 (-)	1,231	1,322	1,365	1,442	1,659	2,074	1,280
601 警備員	996 (-)	1,163	1,249	1,290	1,363	1,568	1,960	1,214
602 守衛	1,019 (-)	1,190	1,278	1,320	1,394	1,604	2,005	1,240
701 電車運転士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
702 電車車掌	1,017 (-)	1,188	1,275	1,317	1,391	1,601	2,001	1,238
703 旅客掛	1,036 (1,098)	1,210	1,299	1,342	1,417	1,631	2,039	1,259
704 自家用乗用自動車運転者	1,120 (-)	1,308	1,404	1,450	1,532	1,763	2,204	1,355
705 自家用貨物自動車運転者	1,113 (1,152)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,347
706 タクシー運転者	1,144 (1,157)	1,336	1,435	1,481	1,565	1,801	2,251	1,383
707 営業用バス運転者	1,172 (1,199)	1,369	1,470	1,518	1,603	1,845	2,306	1,415
708 営業用大型貨物自動車運転者	1,245 (-)	1,454	1,561	1,612	1,703	1,960	2,450	1,498
709 営業用普通・小型貨物自動車運転者	1,091 (-)	1,274	1,368	1,413	1,492	1,717	2,147	1,322
710 航空機操縦士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
711 航空機客室乗務員	1,370 (1,590)	1,600	1,718	1,774	1,874	2,156	2,696	1,641
801 製鋼工	1,131 (1,144)	1,321	1,418	1,465	1,547	1,780	2,226	1,368
802 非鉄金属精錬工	1,140 (-)	1,332	1,430	1,476	1,560	1,794	2,244	1,378
803 鋳物工	1,021 (-)	1,193	1,280	1,322	1,397	1,607	2,009	1,242
804 型鍛造工	1,102 (1,138)	1,287	1,382	1,427	1,508	1,735	2,169	1,335
805 鉄鋼熱処理工	945 (-)	1,104	1,185	1,224	1,293	1,487	1,860	1,155
806 圧延張工	1,165 (-)	1,361	1,461	1,509	1,594	1,834	2,293	1,407
807 金属検査工	946 (981)	1,105	1,186	1,225	1,294	1,489	1,862	1,156
808 一般化学工	1,082 (1,094)	1,264	1,357	1,401	1,480	1,703	2,129	1,312
809 化織紡糸工	1,080 (-)	1,261	1,354	1,399	1,477	1,700	2,125	1,310
810 ガラス製品工	1,108 (-)	1,294	1,389	1,435	1,516	1,744	2,181	1,342

企業規模計

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
811 陶磁器工	1,101 (-)	1,286	1,381	1,426	1,506	1,733	2,167	1,334
812 旋盤工	1,037 (-)	1,211	1,300	1,343	1,419	1,632	2,041	1,260
813 フライス盤工	977 (1,028)	1,141	1,225	1,265	1,337	1,538	1,923	1,192
814 金属プレス工	978 (982)	1,142	1,226	1,267	1,338	1,539	1,925	1,193
815 鉄工	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,333
816 板金工	1,049 (-)	1,225	1,315	1,358	1,435	1,651	2,064	1,274
817 電気めっき工	995 (-)	1,162	1,248	1,289	1,361	1,566	1,958	1,213
818 バフ研磨工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
819 仕上工	998 (-)	1,166	1,251	1,292	1,365	1,571	1,964	1,216
820 溶接工	1,099 (1,101)	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163	1,332
821 機械組立工	1,030 (1,100)	1,203	1,292	1,334	1,409	1,621	2,027	1,253
822 機械検査工	966 (1,069)	1,128	1,211	1,251	1,321	1,520	1,901	1,179
823 機械修理工	1,132 (-)	1,322	1,420	1,466	1,549	1,782	2,228	1,369
824 重電機器組立工	1,224 (-)	1,430	1,535	1,585	1,674	1,927	2,409	1,475
825 通信機器組立工	980 (1,078)	1,145	1,229	1,269	1,341	1,543	1,929	1,195
826 半導体チップ製造工	1,141 (-)	1,333	1,431	1,478	1,561	1,796	2,245	1,380
827 プリント配線工	856 (886)	1,000	1,073	1,109	1,171	1,347	1,685	1,053
828 軽電機器検査工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
829 自動車組立工	1,093 (-)	1,277	1,371	1,415	1,495	1,720	2,151	1,324
830 自動車整備工	1,030 (-)	1,203	1,292	1,334	1,409	1,621	2,027	1,252
831 パン・洋生菓子製造工	919 (-)	1,073	1,152	1,190	1,257	1,447	1,809	1,126
832 精紡工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
833 織布工	960 (-)	1,121	1,204	1,243	1,313	1,511	1,889	1,172
834 洋裁工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
835 ミシン縫製工	711 (-)	830	892	921	973	1,119	1,399	887
836 製材工	936 (-)	1,093	1,174	1,212	1,280	1,473	1,842	1,145
837 木型工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
838 家具工	907 (-)	1,059	1,137	1,175	1,241	1,428	1,785	1,112
839 建具製造工	911 (-)	1,064	1,142	1,180	1,246	1,434	1,793	1,116
840 製紙工	1,035 (1,111)	1,209	1,298	1,340	1,416	1,629	2,037	1,258
841 紙器工	987 (-)	1,153	1,238	1,278	1,350	1,554	1,942	1,203
842 プロセス製版工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
843 オフセット印刷工	1,033 (-)	1,207	1,295	1,338	1,413	1,626	2,033	1,256
844 合成樹脂製品成形工	960 (-)	1,121	1,204	1,243	1,313	1,511	1,889	1,172
845 金属・建築塗装工	1,069 (-)	1,249	1,341	1,384	1,462	1,683	2,104	1,297
846 機械製図工	1,257 (-)	1,468	1,576	1,628	1,720	1,979	2,474	1,512
847 ボイラーエ	926 (1,036)	1,082	1,161	1,199	1,267	1,458	1,822	1,133
848 クレーン運転工	1,173 (1,219)	1,370	1,471	1,519	1,605	1,846	2,308	1,416
849 建設機械運転工	1,114 (1,148)	1,301	1,397	1,443	1,524	1,753	2,192	1,349
850 玉掛け作業員	1,009 (-)	1,179	1,265	1,307	1,380	1,588	1,986	1,228

企業規模計

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年) (補正前)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
851 発電・変電工	1,027 (1,038)	1,200	1,288	1,330	1,405	1,616	2,021	1,249
852 電気工	1,051 (1,073)	1,228	1,318	1,361	1,438	1,654	2,068	1,276
853 堀削・発破工	1,194 (-)	1,395	1,497	1,546	1,633	1,879	2,350	1,440
854 型枠大工	1,130 (1,334)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,367
855 とび工	1,109 (-)	1,295	1,391	1,436	1,517	1,746	2,183	1,343
856 鉄筋工	1,431 (-)	1,671	1,794	1,853	1,958	2,252	2,816	1,711
857 大工	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,311
858 左官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
859 配管工	1,155 (1,200)	1,349	1,448	1,496	1,580	1,818	2,273	1,395
860 はつり工	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
861 土工	1,164 (-)	1,360	1,460	1,507	1,592	1,832	2,291	1,406
862 港湾荷役作業員	1,104 (1,120)	1,289	1,384	1,430	1,510	1,738	2,173	1,337
863 ビル清掃員	921 (-)	1,076	1,155	1,193	1,260	1,450	1,813	1,128
864 用務員	1,009 (-)	1,179	1,265	1,307	1,380	1,588	1,986	1,228

注1) 無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出

その際、職種別に以下のように集計し、過去3年分の統計値を用いて算出

① 過去3年間（平成29年、平成30年、令和元年）の勤続年数計の賃金の伸び率（平成29年から平成30年の伸び率及び平成30年から令和元年の伸び率）を算出し、幾何平均して職種ごとの平均伸び率を算出

② 職種別に「平成29年の0年目の平均賃金額×平均伸び率²」及び「平成30年の0年目の平均賃金額×平均伸び率」を計算し、平成29年及び平成30年の賃金水準を令和元年の賃金額に推計

③ 職種ごとに、②で算出した平成29年及び平成30年の統計値並びに令和元年の統計値を平均する

注2) 賃金構造基本統計調査は企業規模10人以上の企業が集計対象となっている

注3) 賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注4) 一般労働者の通勤手当相当分（74円）を控除

注5) 基準値（0年）は、学歴計の初任給との差（12.6%）を調整

注6) 各年の金額は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100	116.8	125.4	129.5	136.8	157.4	196.8

注7) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が最低賃金を下回る場合は、

最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注8) 参考値（0年）は、一般労働者の通勤手当相当分（74円）の控除及び学歴計の初任給との差（12.6%）の調整を行う前の数値

注9) 基準値（0年）の（）内の額は令和2年度以降に適用された基準値（0年）の額の中で、最も高い賃金額（参考値）

令和3年度に適用される基準値（0年）の額が、令和2年度以降適用された基準値（0年）の額の中で最も高い場合は、「（-）」と表示

注10) サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない職種は「-」と表示

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,175 (-)	1,372	1,473	1,522	1,607	1,849	2,312	1,383
A 管理的職業	1,503 (-)	1,756	1,885	1,946	2,056	2,366	2,958	1,718
01管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
011管理的公務員	1,113 (1,130)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,272
02法人・団体の役員	1,552 (1,560)	1,813	1,946	2,010	2,123	2,443	3,054	1,863
021会社役員	1,875 (2,017)	2,190	2,351	2,428	2,565	2,951	3,690	2,411
029その他の法人・団体の役員	1,340 (-)	1,565	1,680	1,735	1,833	2,109	2,637	1,500
03法人・団体の管理職員	1,531 (-)	1,788	1,920	1,983	2,094	2,410	3,013	1,744
031会社の管理職員	1,575 (-)	1,840	1,975	2,040	2,155	2,479	3,100	1,856
039その他の法人管理職員等	1,483 (-)	1,732	1,860	1,920	2,029	2,334	2,919	1,626
04その他の管理的職業	1,314 (-)	1,535	1,648	1,702	1,798	2,068	2,586	1,529
049その他の管理的職業	1,314 (-)	1,535	1,648	1,702	1,798	2,068	2,586	1,529
B 専門的・技術的職業	1,283 (-)	1,499	1,609	1,661	1,755	2,019	2,525	1,545
05研究者	1,262 (-)	1,474	1,583	1,634	1,726	1,986	2,484	1,537
051研究者	1,262 (-)	1,474	1,583	1,634	1,726	1,986	2,484	1,537
06農林水産技術者	1,063 (1,075)	1,242	1,333	1,377	1,454	1,673	2,092	1,241
061農林水産技術者	1,063 (1,075)	1,242	1,333	1,377	1,454	1,673	2,092	1,241
07開発技術者	1,235 (-)	1,442	1,549	1,599	1,689	1,944	2,430	1,613
071食品開発技術者	1,158 (-)	1,353	1,452	1,500	1,584	1,823	2,279	1,391
072電気・電子開発技術者等	1,253 (1,259)	1,464	1,571	1,623	1,714	1,972	2,466	1,644
073機械開発技術者	1,225 (-)	1,431	1,536	1,586	1,676	1,928	2,411	1,597
074自動車開発技術者	1,226 (1,231)	1,432	1,537	1,588	1,677	1,930	2,413	1,635
075輸送用機器開発技術者	1,138 (1,150)	1,329	1,427	1,474	1,557	1,791	2,240	1,495
076金属製鍊・材料開発技術者	1,211 (-)	1,414	1,519	1,568	1,657	1,906	2,383	1,510
077化学品開発技術者	1,246 (1,252)	1,455	1,562	1,614	1,705	1,961	2,452	1,541
079その他の開発技術者	1,225 (-)	1,431	1,536	1,586	1,676	1,928	2,411	1,548

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
08製造技術者	1,246 (-)	1,455	1,562	1,614	1,705	1,961	2,452	1,584
081食品製造技術者	1,120 (-)	1,308	1,404	1,450	1,532	1,763	2,204	1,285
082電気・電子製造技術者等	1,299 (-)	1,517	1,629	1,682	1,777	2,045	2,556	1,688
083機械製造技術者	1,181 (1,184)	1,379	1,481	1,529	1,616	1,859	2,324	1,486
084自動車製造技術者	1,167 (-)	1,363	1,463	1,511	1,596	1,837	2,297	1,466
085輸送用機器製造技術者	1,166 (-)	1,362	1,462	1,510	1,595	1,835	2,295	1,406
086金属製鍊・材料製造技術者	1,151 (1,160)	1,344	1,443	1,491	1,575	1,812	2,265	1,411
087化学品製造技術者	1,173 (1,175)	1,370	1,471	1,519	1,605	1,846	2,308	1,426
089その他の製造技術者	1,159 (-)	1,354	1,453	1,501	1,586	1,824	2,281	1,407
09建築・土木技術者等	1,408 (-)	1,645	1,766	1,823	1,926	2,216	2,771	1,817
091建築技術者	1,392 (-)	1,626	1,746	1,803	1,904	2,191	2,739	1,815
092土木技術者	1,457 (-)	1,702	1,827	1,887	1,993	2,293	2,867	1,851
093測量技術者	1,174 (-)	1,371	1,472	1,520	1,606	1,848	2,310	1,514
10情報処理・通信技術者	1,310 (-)	1,530	1,643	1,696	1,792	2,062	2,578	1,797
101システムコンサルタント	1,301 (-)	1,520	1,631	1,685	1,780	2,048	2,560	1,832
102システム設計技術者	1,343 (-)	1,569	1,684	1,739	1,837	2,114	2,643	1,863
103プロジェクトマネージャー	1,612 (-)	1,883	2,021	2,088	2,205	2,537	3,172	2,138
104ソフトウェア開発技術者	1,308 (-)	1,528	1,640	1,694	1,789	2,059	2,574	1,802
105システム運用管理者	1,255 (-)	1,466	1,574	1,625	1,717	1,975	2,470	1,674
106通信ネットワーク技術者	1,286 (-)	1,502	1,613	1,665	1,759	2,024	2,531	1,762
109その他の情報処理技術者等	1,260 (-)	1,472	1,580	1,632	1,724	1,983	2,480	1,652
11その他の技術者	1,218 (1,224)	1,423	1,527	1,577	1,666	1,917	2,397	1,501
119その他の技術者	1,218 (1,224)	1,423	1,527	1,577	1,666	1,917	2,397	1,501
12医師、薬剤師等	1,811 (-)	2,115	2,271	2,345	2,477	2,851	3,564	2,173

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
121医師	4,807 (-)	5,615	6,028	6,225	6,576	7,566	9,460	6,020
122歯科医師	2,331 (-)	2,723	2,923	3,019	3,189	3,669	4,587	3,349
123獣医師	1,570 (1,605)	1,834	1,969	2,033	2,148	2,471	3,090	1,958
124薬剤師	1,752 (1,755)	2,046	2,197	2,269	2,397	2,758	3,448	2,075
13保健師、助産師等	1,283 (-)	1,499	1,609	1,661	1,755	2,019	2,525	1,449
131保健師	1,316 (-)	1,537	1,650	1,704	1,800	2,071	2,590	1,474
132助産師	1,460 (-)	1,705	1,831	1,891	1,997	2,298	2,873	1,694
133看護師、准看護師	1,281 (-)	1,496	1,606	1,659	1,752	2,016	2,521	1,447
14医療技術者	1,278 (-)	1,493	1,603	1,655	1,748	2,012	2,515	1,444
141診療放射線技師	1,292 (-)	1,509	1,620	1,673	1,767	2,034	2,543	1,481
142臨床工学技士	1,223 (-)	1,428	1,534	1,584	1,673	1,925	2,407	1,418
143臨床検査技師	1,196 (-)	1,397	1,500	1,549	1,636	1,883	2,354	1,376
144理学療法士	1,363 (-)	1,592	1,709	1,765	1,865	2,145	2,682	1,527
145作業療法士	1,335 (-)	1,559	1,674	1,729	1,826	2,101	2,627	1,496
146視能訓練士、言語聴覚士	1,308 (-)	1,528	1,640	1,694	1,789	2,059	2,574	1,466
147歯科衛生士	1,214 (-)	1,418	1,522	1,572	1,661	1,911	2,389	1,366
148歯科技工士	1,146 (-)	1,339	1,437	1,484	1,568	1,804	2,255	1,483
15その他の保健医療	1,144 (-)	1,336	1,435	1,481	1,565	1,801	2,251	1,303
151栄養士、管理栄養士	1,093 (-)	1,277	1,371	1,415	1,495	1,720	2,151	1,220
152あん摩マッサージ指圧師等	1,220 (-)	1,425	1,530	1,580	1,669	1,920	2,401	1,450
153柔道整復師	1,308 (-)	1,528	1,640	1,694	1,789	2,059	2,574	1,543
159他に分類されない保健医療	1,149 (-)	1,342	1,441	1,488	1,572	1,809	2,261	1,284
16社会福祉の専門的職業	1,173 (-)	1,370	1,471	1,519	1,605	1,846	2,308	1,295
161福祉相談・指導専門員	1,158 (1,159)	1,353	1,452	1,500	1,584	1,823	2,279	1,284
162福祉施設指導専門員	1,131 (-)	1,321	1,418	1,465	1,547	1,780	2,226	1,257
163保育士	1,149 (-)	1,342	1,441	1,488	1,572	1,809	2,261	1,264
169その他の社会福祉の職業	1,236 (-)	1,444	1,550	1,601	1,691	1,945	2,432	1,362

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
17法務の職業	1,326 (-)	1,549	1,663	1,717	1,814	2,087	2,610	1,656
172検察官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
173弁護士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
174弁理士	1,356 (-)	1,584	1,700	1,756	1,855	2,134	2,669	1,950
175司法書士	1,447 (-)	1,690	1,815	1,874	1,979	2,278	2,848	1,730
179その他の法務の職業	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,488
18経営・金融等の職業	1,322 (-)	1,544	1,658	1,712	1,808	2,081	2,602	1,673
181公認会計士	1,499 (1,562)	1,751	1,880	1,941	2,051	2,359	2,950	1,895
182税理士	1,437 (-)	1,678	1,802	1,861	1,966	2,262	2,828	1,904
183社会保険労務士	1,274 (-)	1,488	1,598	1,650	1,743	2,005	2,507	1,566
184金融・保険専門職	1,459 (-)	1,704	1,830	1,889	1,996	2,296	2,871	1,848
189その他の経営・金融等	1,260 (1,271)	1,472	1,580	1,632	1,724	1,983	2,480	1,572
19教育の職業	1,165 (-)	1,361	1,461	1,509	1,594	1,834	2,293	1,311
191幼稚園教員	1,122 (-)	1,310	1,407	1,453	1,535	1,766	2,208	1,206
192小学校教員	1,106 (-)	1,292	1,387	1,432	1,513	1,741	2,177	1,220
193中学校教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
194高等学校教員	1,142 (-)	1,334	1,432	1,479	1,562	1,798	2,247	1,363
195中等教育学校教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
196特別支援学校教員	1,047 (-)	1,223	1,313	1,356	1,432	1,648	2,060	1,392
197高等専門学校教員	1,128 (1,168)	1,318	1,415	1,461	1,543	1,775	2,220	1,413
198大学教員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
199その他の教育の職業	1,189 (-)	1,389	1,491	1,540	1,627	1,871	2,340	1,366
20宗教家	1,165 (-)	1,361	1,461	1,509	1,594	1,834	2,293	1,292
201宗教家	1,165 (-)	1,361	1,461	1,509	1,594	1,834	2,293	1,292
21著述家、記者、編集者	1,192 (-)	1,392	1,495	1,544	1,631	1,876	2,346	1,399
211著述家	1,248 (-)	1,458	1,565	1,616	1,707	1,964	2,456	1,467
212記者	1,179 (1,189)	1,377	1,478	1,527	1,613	1,856	2,320	1,365
213編集者	1,175 (-)	1,372	1,473	1,522	1,607	1,849	2,312	1,397
22美術家、デザイナー等	1,155 (-)	1,349	1,448	1,496	1,580	1,818	2,273	1,420

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
221彫刻家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
222画家、書家、漫画家	1,080 (-)	1,261	1,354	1,399	1,477	1,700	2,125	1,282
223工芸美術家	1,013 -	1,183	1,270	1,312	1,386	1,594	1,994	1,235
224デザイナー	1,168 (-)	1,364	1,465	1,513	1,598	1,838	2,299	1,447
225写真家、映像撮影者	1,082 (-)	1,264	1,357	1,401	1,480	1,703	2,129	1,262
23音楽家、舞台芸術家	1,159 (1,177)	1,354	1,453	1,501	1,586	1,824	2,281	1,371
231音楽家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
233俳優	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
234プロデューサー、演出家	1,170 (1,189)	1,367	1,467	1,515	1,601	1,842	2,303	1,384
235芸術家	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
24その他の専門的職業	1,188 (-)	1,388	1,490	1,538	1,625	1,870	2,338	1,383
241図書館司書	1,061 (1,130)	1,239	1,330	1,374	1,451	1,670	2,088	1,189
242学芸員	1,116 (-)	1,303	1,399	1,445	1,527	1,757	2,196	1,282
243カウンセラー	1,292 (-)	1,509	1,620	1,673	1,767	2,034	2,543	1,537
244個人教師	1,159 (-)	1,354	1,453	1,501	1,586	1,824	2,281	1,327
245職業スポーツ家	1,005 (1,066)	1,174	1,260	1,301	1,375	1,582	1,978	1,274
246通信機器操作員	1,106 (-)	1,292	1,387	1,432	1,513	1,741	2,177	1,286
249他に分類されない専門	1,250 (-)	1,460	1,568	1,619	1,710	1,968	2,460	1,497
C事務的職業	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,238
25一般事務員	1,041 (-)	1,216	1,305	1,348	1,424	1,639	2,049	1,173
251総務事務員	1,092 (-)	1,275	1,369	1,414	1,494	1,719	2,149	1,260
252人事事務員	1,247 (-)	1,456	1,564	1,615	1,706	1,963	2,454	1,460
253企画・調査事務員	1,240 (-)	1,448	1,555	1,606	1,696	1,952	2,440	1,481
254受付・案内事務員	1,058 (-)	1,236	1,327	1,370	1,447	1,665	2,082	1,196
255秘書	1,244 (-)	1,453	1,560	1,611	1,702	1,958	2,448	1,469
256電話応接事務員	1,107 (-)	1,293	1,388	1,434	1,514	1,742	2,179	1,266
257総合事務員	1,016 (-)	1,187	1,274	1,316	1,390	1,599	1,999	1,130
258医療・介護事務員	967 (-)	1,129	1,213	1,252	1,323	1,522	1,903	1,064
259他の一般的な事務の職業	1,102 (-)	1,287	1,382	1,427	1,508	1,735	2,169	1,270

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
26会計事務員	1,150 (-)	1,343	1,442	1,489	1,573	1,810	2,263	1,368
261現金出納事務員	1,044 (-)	1,219	1,309	1,352	1,428	1,643	2,055	1,220
262銀行等窓口事務員	1,020 (-)	1,191	1,279	1,321	1,395	1,605	2,007	1,180
263経理事務員	1,136 (-)	1,327	1,425	1,471	1,554	1,788	2,236	1,341
269その他の会計事務の職業	1,261 (-)	1,473	1,581	1,633	1,725	1,985	2,482	1,582
27生産関連事務員	1,126 (-)	1,315	1,412	1,458	1,540	1,772	2,216	1,329
271生産現場事務員	1,157 (-)	1,351	1,451	1,498	1,583	1,821	2,277	1,391
272出荷・受荷係事務員	1,077 (-)	1,258	1,351	1,395	1,473	1,695	2,120	1,229
28営業・販売関連事務員	1,151 (-)	1,344	1,443	1,491	1,575	1,812	2,265	1,338
281営業・販売事務員	1,129 (-)	1,319	1,416	1,462	1,544	1,777	2,222	1,312
289その他の営業・販売事務	1,254 (-)	1,465	1,573	1,624	1,715	1,974	2,468	1,469
29外勤事務員	1,111 (-)	1,298	1,393	1,439	1,520	1,749	2,186	1,269
291集金人	1,123 (-)	1,312	1,408	1,454	1,536	1,768	2,210	1,266
292訪問調査員	1,273 (1,297)	1,487	1,596	1,649	1,741	2,004	2,505	1,455
299その他の外勤事務の職業	1,065 (-)	1,244	1,336	1,379	1,457	1,676	2,096	1,226
30運輸・郵便事務	1,203 (-)	1,405	1,509	1,558	1,646	1,894	2,368	1,358
301旅客・貨物係事務員	999 (-)	1,167	1,253	1,294	1,367	1,572	1,966	1,106
302運行管理事務員	1,217 (-)	1,421	1,526	1,576	1,665	1,916	2,395	1,376
303郵便事務員	894 (977)	1,044	1,121	1,158	1,223	1,407	1,759	934
31事務用機器操作の職業	1,067 (-)	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100	1,282
311パソコン操作員	1,085 (-)	1,267	1,361	1,405	1,484	1,708	2,135	1,346
312データ入力係員	1,040 (-)	1,215	1,304	1,347	1,423	1,637	2,047	1,222
313コンピュータ操作員	1,133 (-)	1,323	1,421	1,467	1,550	1,783	2,230	1,333
319その他の事務用機器操作	1,071 (-)	1,251	1,343	1,387	1,465	1,686	2,108	1,254
D販売の職業	1,185 (-)	1,384	1,486	1,535	1,621	1,865	2,332	1,405
32商品販売の職業	1,109 (-)	1,295	1,391	1,436	1,517	1,746	2,183	1,281
321小売店主・店長	1,256 (1,268)	1,467	1,575	1,627	1,718	1,977	2,472	1,474
322卸売店主・店長	1,363 (1,371)	1,592	1,709	1,765	1,865	2,145	2,682	1,653
323小売店販売員	1,099 (-)	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163	1,267

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
324卸売・商品実演販売員	1,176 (-)	1,374	1,475	1,523	1,609	1,851	2,314	1,321
325商品訪問・移動販売員	1,130 (-)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,281
326再生資源回収・卸売人	1,194 (-)	1,395	1,497	1,546	1,633	1,879	2,350	1,356
327商品仕入営業員	1,253 (-)	1,464	1,571	1,623	1,714	1,972	2,466	1,513
33販売類似の職業	1,267 (-)	1,480	1,589	1,641	1,733	1,994	2,493	1,498
331不動産仲介・売買人	1,283 (-)	1,499	1,609	1,661	1,755	2,019	2,525	1,519
332保険代理人、保険仲立人	1,139 (-)	1,330	1,428	1,475	1,558	1,793	2,242	1,420
333有価証券売買・仲立人	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
334質屋店主・店員	1,134 (-)	1,325	1,422	1,469	1,551	1,785	2,232	1,324
339その他の販売類似の職業	1,123 (-)	1,312	1,408	1,454	1,536	1,768	2,210	1,289
34営業の職業	1,238 (-)	1,446	1,552	1,603	1,694	1,949	2,436	1,492
341飲食料品販売営業員	1,209 (-)	1,412	1,516	1,566	1,654	1,903	2,379	1,377
342化学品販売営業員	1,196 (-)	1,397	1,500	1,549	1,636	1,883	2,354	1,430
343医薬品営業員	1,241 (-)	1,449	1,556	1,607	1,698	1,953	2,442	1,408
344機械器具販売営業員	1,186 (-)	1,385	1,487	1,536	1,622	1,867	2,334	1,442
345通信・情報システム営業員	1,290 (-)	1,507	1,618	1,671	1,765	2,030	2,539	1,644
346金融・保険営業員	1,178 (-)	1,376	1,477	1,526	1,612	1,854	2,318	1,457
347不動産営業員	1,320 (-)	1,542	1,655	1,709	1,806	2,078	2,598	1,594
349その他の営業の職業	1,242 (-)	1,451	1,557	1,608	1,699	1,955	2,444	1,489
Eサービスの職業	1,121 (-)	1,309	1,406	1,452	1,534	1,764	2,206	1,279
35家庭生活支援サービス	1,113 (1,117)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,240
351家政婦（夫）、家事手伝	1,130 (1,134)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,234
359その他の家庭生活サービス	1,093 (1,099)	1,277	1,371	1,415	1,495	1,720	2,151	1,247
36介護サービスの職業	1,073 (-)	1,253	1,346	1,390	1,468	1,689	2,112	1,179
361施設介護員	1,046 (-)	1,222	1,312	1,355	1,431	1,646	2,059	1,155
362訪問介護職	1,201 (-)	1,403	1,506	1,555	1,643	1,890	2,364	1,291
37保健医療サービス	958 (-)	1,119	1,201	1,241	1,311	1,508	1,885	1,046
371看護助手	928 (-)	1,084	1,164	1,202	1,270	1,461	1,826	1,004
372歯科助手	983 (-)	1,148	1,233	1,273	1,345	1,547	1,935	1,083

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
379その他の保健医療サービス	968 (-)	1,131	1,214	1,254	1,324	1,524	1,905	1,059
38生活衛生サービス	1,156 (-)	1,350	1,450	1,497	1,581	1,820	2,275	1,405
381理容師	1,330 (-)	1,553	1,668	1,722	1,819	2,093	2,617	1,622
382美容師	1,148 (-)	1,341	1,440	1,487	1,570	1,807	2,259	1,436
383美容サービス職	1,103 (-)	1,288	1,383	1,428	1,509	1,736	2,171	1,306
384浴場従事人	1,048 (-)	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062	1,149
385クリーニング職	1,004 (-)	1,173	1,259	1,300	1,373	1,580	1,976	1,086
389その他の生活衛生サービス	995 (-)	1,162	1,248	1,289	1,361	1,566	1,958	1,105
39飲食物調理の職業	1,157 (-)	1,351	1,451	1,498	1,583	1,821	2,277	1,359
391調理人	1,157 (-)	1,351	1,451	1,498	1,583	1,821	2,277	1,359
392バーテンダー	1,212 (-)	1,416	1,520	1,570	1,658	1,908	2,385	1,429
40接客・給仕の職業	1,239 (-)	1,447	1,554	1,605	1,695	1,950	2,438	1,460
401飲食店主・店長	1,321 (-)	1,543	1,657	1,711	1,807	2,079	2,600	1,526
402旅館・ホテル支配人	1,645 (-)	1,921	2,063	2,130	2,250	2,589	3,237	1,808
403飲食物給仕係	1,281 (-)	1,496	1,606	1,659	1,752	2,016	2,521	1,554
404旅館・ホテル・乗物接客員	1,070 (-)	1,250	1,342	1,386	1,464	1,684	2,106	1,208
405接客社交係、芸者等	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,264
406娯楽場等接客員	1,156 (-)	1,350	1,450	1,497	1,581	1,820	2,275	1,289
409その他の接客・給仕の職業	1,126 (1,148)	1,315	1,412	1,458	1,540	1,772	2,216	1,330
41居住施設・ビルの管理	1,137 (-)	1,328	1,426	1,472	1,555	1,790	2,238	1,254
411マンション管理人等	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,186
412寄宿舎・寮管理人	1,275 (-)	1,489	1,599	1,651	1,744	2,007	2,509	1,359
413ビル管理人	1,162 (-)	1,357	1,457	1,505	1,590	1,829	2,287	1,310
414駐車場・駐輪場管理人	1,041 (-)	1,216	1,305	1,348	1,424	1,639	2,049	1,124
419その他の居住施設等の管理	1,180 (-)	1,378	1,480	1,528	1,614	1,857	2,322	1,356
42その他のサービス	1,082 (-)	1,264	1,357	1,401	1,480	1,703	2,129	1,233
421添乗員、観光案内人	1,063 (-)	1,242	1,333	1,377	1,454	1,673	2,092	1,192
422物品一時預り人	- (-)	-	-	-	-	-	-	-

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
423物品販賣人	1,054 (-)	1,231	1,322	1,365	1,442	1,659	2,074	1,218
424広告宣伝人	1,108 (1,122)	1,294	1,389	1,435	1,516	1,744	2,181	1,239
425葬儀師、火葬係	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,260
426トリマー	973 (-)	1,136	1,220	1,260	1,331	1,532	1,915	1,098
429他に分類されないサービス	1,094 (-)	1,278	1,372	1,417	1,497	1,722	2,153	1,244
F 保安の職業	1,048 (-)	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062	1,146
43自衛官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
431自衛官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
44司法警察職員	1,155 (1,221)	1,349	1,448	1,496	1,580	1,818	2,273	1,235
441警察官	1,139 (1,144)	1,330	1,428	1,475	1,558	1,793	2,242	1,219
442海上保安官	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
449その他の司法警察職員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
45その他の保安職業	1,048 (-)	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062	1,146
451看守	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
452消防員	990 (993)	1,156	1,241	1,282	1,354	1,558	1,948	1,105
453警備員	1,041 (-)	1,216	1,305	1,348	1,424	1,639	2,049	1,114
459他に分類されない保安	1,054 (-)	1,231	1,322	1,365	1,442	1,659	2,074	1,179

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
G 農林漁業の職業	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,256
46 農業の職業	1,072 (-)	1,252	1,344	1,388	1,466	1,687	2,110	1,239
461 農耕作業員	998 (-)	1,166	1,251	1,292	1,365	1,571	1,964	1,109
462 養畜作業員	1,062 (-)	1,240	1,332	1,375	1,453	1,672	2,090	1,204
463 植木職、造園師	1,170 (-)	1,367	1,467	1,515	1,601	1,842	2,303	1,435
469 その他の農業の職業	1,030 (-)	1,203	1,292	1,334	1,409	1,621	2,027	1,169
47 林業の職業	1,107 (-)	1,293	1,388	1,434	1,514	1,742	2,179	1,318
471 育林作業員	1,082 (-)	1,264	1,357	1,401	1,480	1,703	2,129	1,292
472 伐木・造材・集材作業員	1,122 (-)	1,310	1,407	1,453	1,535	1,766	2,208	1,333
479 その他の林業の職業	1,055 (-)	1,232	1,323	1,366	1,443	1,661	2,076	1,268
48 漁業の職業	1,115 (1,124)	1,302	1,398	1,444	1,525	1,755	2,194	1,253
481 漁労作業員	1,184 (1,207)	1,383	1,485	1,533	1,620	1,864	2,330	1,336
482 漁労船の船長・航海士等	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
483 海藻・貝類採取作業員	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
484 水産養殖作業員	1,084 (-)	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133	1,214
489 その他の漁業の職業	1,017 (-)	1,188	1,275	1,317	1,391	1,601	2,001	1,161
H 生産工程の職業	1,078 (-)	1,259	1,352	1,396	1,475	1,697	2,122	1,301
49 生産設備（金属）	1,069 (-)	1,249	1,341	1,384	1,462	1,683	2,104	1,279
491 製銛・製鋼製鍊設備等	1,052 (-)	1,229	1,319	1,362	1,439	1,656	2,070	1,268
492 鋳造・鍛造設備	1,059 (1,074)	1,237	1,328	1,371	1,449	1,667	2,084	1,285
493 金属工作設備制御・監視員	1,068 (-)	1,247	1,339	1,383	1,461	1,681	2,102	1,279
494 金属プレス設備	1,054 (-)	1,231	1,322	1,365	1,442	1,659	2,074	1,242
495 鉄工・製缶設備	1,097 (-)	1,281	1,376	1,421	1,501	1,727	2,159	1,347
496 板金設備制御・監視員	1,044 (-)	1,219	1,309	1,352	1,428	1,643	2,055	1,264
497 めっき・金属研磨設備	1,084 (-)	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133	1,297
498 金属溶接・溶断設備	1,097 (-)	1,281	1,376	1,421	1,501	1,727	2,159	1,324

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
499その他の生産設備（金属）	1,060 (-)	1,238	1,329	1,373	1,450	1,668	2,086	1,250
50生産設備（金属除く）	1,057 (-)	1,235	1,325	1,369	1,446	1,664	2,080	1,224
501化学製品生産設備	1,075 (-)	1,256	1,348	1,392	1,471	1,692	2,116	1,252
502窯業製品生産設備	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,257
503食料品生産設備	1,046 (-)	1,222	1,312	1,355	1,431	1,646	2,059	1,205
504飲料・たばこ生産設備	1,033 (-)	1,207	1,295	1,338	1,413	1,626	2,033	1,193
505紡織・衣服生産設備等	1,003 (-)	1,172	1,258	1,299	1,372	1,579	1,974	1,140
506木製製品生産設備等	1,043 (-)	1,218	1,308	1,351	1,427	1,642	2,053	1,202
507印刷・製本設備	1,051 (-)	1,228	1,318	1,361	1,438	1,654	2,068	1,231
508ゴム生産設備等	1,060 (-)	1,238	1,329	1,373	1,450	1,668	2,086	1,231
509その他の生産設備	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,289
51生産設備（機械）	1,071 (-)	1,251	1,343	1,387	1,465	1,686	2,108	1,255
511一般機械器具組立設備	1,086 (-)	1,268	1,362	1,406	1,486	1,709	2,137	1,302
512電気機械器具組立設備	1,052 (-)	1,229	1,319	1,362	1,439	1,656	2,070	1,209
513自動車組立設備	1,060 (-)	1,238	1,329	1,373	1,450	1,668	2,086	1,204
514輸送用機械器具組立設備	1,135 (-)	1,326	1,423	1,470	1,553	1,786	2,234	1,370
515計量計測機器組立設備等	1,076 (-)	1,257	1,349	1,393	1,472	1,694	2,118	1,269
52金属材料製造等	1,095 (-)	1,279	1,373	1,418	1,498	1,724	2,155	1,341
521製銑工、製鋼工	1,079 (-)	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123	1,270
522非鉄金属製鍊工	1,067 (1,084)	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100	1,247
523鋳物製造工	1,060 (-)	1,238	1,329	1,373	1,450	1,668	2,086	1,226
524鍛造工	1,188 (-)	1,388	1,490	1,538	1,625	1,870	2,338	1,444
525金属熱処理工	1,109 (-)	1,295	1,391	1,436	1,517	1,746	2,183	1,305
526圧延工	1,099 (-)	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163	1,301
527汎用金属工作機械工	1,079 (-)	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123	1,316
528数値制御金属工作機械工	1,072 (-)	1,252	1,344	1,388	1,466	1,687	2,110	1,324
531金属プレス工	1,056 (-)	1,233	1,324	1,368	1,445	1,662	2,078	1,259

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
532鉄工、製缶工	1,127 (-)	1,316	1,413	1,459	1,542	1,774	2,218	1,403
533板金工	1,118 (-)	1,306	1,402	1,448	1,529	1,760	2,200	1,436
534めっき工、金属研磨工	1,055 (-)	1,232	1,323	1,366	1,443	1,661	2,076	1,224
535くぎ・ばね製造工等	1,047 (-)	1,223	1,313	1,356	1,432	1,648	2,060	1,227
536金属製品製造工	1,067 (-)	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100	1,289
537金属溶接・溶断工	1,126 (-)	1,315	1,412	1,458	1,540	1,772	2,216	1,383
539その他の金属材料製造等	1,087 (-)	1,270	1,363	1,408	1,487	1,711	2,139	1,275
54製品製造・加工処理	1,022 (-)	1,194	1,282	1,323	1,398	1,609	2,011	1,170
541化学製品製造工	1,059 (-)	1,237	1,328	1,371	1,449	1,667	2,084	1,221
542窯業・土石製品製造工	1,075 (-)	1,256	1,348	1,392	1,471	1,692	2,116	1,242
543精穀・製粉製造工等	1,018 (-)	1,189	1,277	1,318	1,393	1,602	2,003	1,142
544めん類製造工	1,004 (-)	1,173	1,259	1,300	1,373	1,580	1,976	1,119
545パン・菓子製造工	1,030 (-)	1,203	1,292	1,334	1,409	1,621	2,027	1,184
546豆腐・こんにゃく製造工等	978 (-)	1,142	1,226	1,267	1,338	1,539	1,925	1,082
547かん詰・びん詰製造工等	936 (-)	1,093	1,174	1,212	1,280	1,473	1,842	1,019
548乳・乳製品製造工	989 (-)	1,155	1,240	1,281	1,353	1,557	1,946	1,103
551食肉加工品製造工	1,084 (-)	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133	1,265
552水産物加工工	974 (-)	1,138	1,221	1,261	1,332	1,533	1,917	1,078
553保存食品製造工等	975 (-)	1,139	1,223	1,263	1,334	1,535	1,919	1,079
554弁当・惣菜類製造工	1,055 (-)	1,232	1,323	1,366	1,443	1,661	2,076	1,188
555野菜つけ物工	944 (-)	1,103	1,184	1,222	1,291	1,486	1,858	1,037
556飲料・たばこ製造工	1,028 (-)	1,201	1,289	1,331	1,406	1,618	2,023	1,154
557紡織工	985 (-)	1,150	1,235	1,276	1,347	1,550	1,938	1,113
558衣服・繊維製品製造工	890 (-)	1,040	1,116	1,153	1,218	1,401	1,752	963
561木製製品製造工	1,025 (-)	1,197	1,285	1,327	1,402	1,613	2,017	1,207
562パルプ・紙・紙製品製造工	1,019 (-)	1,190	1,278	1,320	1,394	1,604	2,005	1,157
563印刷・製本作業員	1,058 (-)	1,236	1,327	1,370	1,447	1,665	2,082	1,239
564ゴム製品製造工	1,037 (-)	1,211	1,300	1,343	1,419	1,632	2,041	1,168

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
565プラスチック製品製造工	1,039 (-)	1,214	1,303	1,346	1,421	1,635	2,045	1,213
569その他の製品製造等	1,034 (-)	1,208	1,297	1,339	1,415	1,628	2,035	1,182
57機械組立の職業	1,066 (-)	1,245	1,337	1,380	1,458	1,678	2,098	1,280
571一般機械器具組立工	1,113 (-)	1,300	1,396	1,441	1,523	1,752	2,190	1,370
572電気機械組立工	1,035 (-)	1,209	1,298	1,340	1,416	1,629	2,037	1,261
573電気通信機械器具組立工	1,011 (-)	1,181	1,268	1,309	1,383	1,591	1,990	1,153
574電子応用機械器具組立工	1,048 (-)	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062	1,324
575電子機械器具組立工等	988 (-)	1,154	1,239	1,279	1,352	1,555	1,944	1,136
576半導体製品製造工	1,030 (-)	1,203	1,292	1,334	1,409	1,621	2,027	1,192
577電球・電子管組立工	970 (-)	1,133	1,216	1,256	1,327	1,527	1,909	1,119
578乾電池・蓄電池製造工	1,087 (-)	1,270	1,363	1,408	1,487	1,711	2,139	1,185
581被覆電線製造工	984 (-)	1,149	1,234	1,274	1,346	1,549	1,937	1,128
582束線工	917 (-)	1,071	1,150	1,188	1,254	1,443	1,805	997
583電子機器部品組立工	984 (-)	1,149	1,234	1,274	1,346	1,549	1,937	1,122
584自動車組立工	1,051 (-)	1,228	1,318	1,361	1,438	1,654	2,068	1,214
585輸送用機械器具組立工	1,066 (-)	1,245	1,337	1,380	1,458	1,678	2,098	1,258
586計量計測機器組立工	1,052 (-)	1,229	1,319	1,362	1,439	1,656	2,070	1,210
587光学機械器具組立工	962 (-)	1,124	1,206	1,246	1,316	1,514	1,893	1,125
588レンズ研磨工・加工工	1,001 (-)	1,169	1,255	1,296	1,369	1,576	1,970	1,157
591時計組立工	874 (-)	1,021	1,096	1,132	1,196	1,376	1,720	950
599その他の機械組立の職業	1,067 (-)	1,246	1,338	1,382	1,460	1,679	2,100	1,291
60機械整備・修理の職業	1,111 (-)	1,298	1,393	1,439	1,520	1,749	2,186	1,370
601一般機械器具修理工	1,127 (-)	1,316	1,413	1,459	1,542	1,774	2,218	1,388
602電気機械器具修理工	1,133 (-)	1,323	1,421	1,467	1,550	1,783	2,230	1,415
603自動車整備工	1,097 (-)	1,281	1,376	1,421	1,501	1,727	2,159	1,353
604輸送用機械器具整備等	1,125 (-)	1,314	1,411	1,457	1,539	1,771	2,214	1,349
605計量計測機器修理工等	1,144 (-)	1,336	1,435	1,481	1,565	1,801	2,251	1,383
61製品検査（金属）	1,043 (-)	1,218	1,308	1,351	1,427	1,642	2,053	1,229
611金属材料検査工	1,029 (-)	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025	1,199

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
612金属加工・溶接検査工	1,048 (-)	1,224	1,314	1,357	1,434	1,650	2,062	1,238
62製品検査(金属除く)	1,008 (-)	1,177	1,264	1,305	1,379	1,587	1,984	1,134
621化学製品検査工	1,079 (-)	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123	1,258
622窯業製品検査工	1,104 (-)	1,289	1,384	1,430	1,510	1,738	2,173	1,277
623食料品検査工	1,020 (-)	1,191	1,279	1,321	1,395	1,605	2,007	1,137
624飲料・たばこ検査工	1,002 (-)	1,170	1,257	1,298	1,371	1,577	1,972	1,149
625紡織・衣服製品検査工等	898 (-)	1,049	1,126	1,163	1,228	1,413	1,767	981
626木製製品・パルプ検査工等	956 (-)	1,117	1,199	1,238	1,308	1,505	1,881	1,050
627印刷・製本検査工	967 (-)	1,129	1,213	1,252	1,323	1,522	1,903	1,063
628ゴム製品検査工等	968 (-)	1,131	1,214	1,254	1,324	1,524	1,905	1,073
629その他の製品検査の職業	1,013 (-)	1,183	1,270	1,312	1,386	1,594	1,994	1,131
63機械検査の職業	1,064 (-)	1,243	1,334	1,378	1,456	1,675	2,094	1,259
631一般機械器具検査工	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,295
632電気機械器具検査工	1,029 (-)	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025	1,204
633自動車検査工	1,081 (-)	1,263	1,356	1,400	1,479	1,701	2,127	1,283
634輸送用機械器具検査工	1,124 (-)	1,313	1,409	1,456	1,538	1,769	2,212	1,327
635計量計測機器検査工等	1,088 (-)	1,271	1,364	1,409	1,488	1,713	2,141	1,277
64生産関連・生産類似	1,136 (-)	1,327	1,425	1,471	1,554	1,788	2,236	1,444
641塗装工	1,137 (-)	1,328	1,426	1,472	1,555	1,790	2,238	1,461
642画工、看板制作工	1,084 (-)	1,266	1,359	1,404	1,483	1,706	2,133	1,331
643製図工	1,146 (-)	1,339	1,437	1,484	1,568	1,804	2,255	1,457
644パターンナー	1,029 (-)	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025	1,188
649その他の生産関連等	1,077 (-)	1,258	1,351	1,395	1,473	1,695	2,120	1,278
I 輸送・機械運転の職業	1,235 (-)	1,442	1,549	1,599	1,689	1,944	2,430	1,398
65鉄道運転の職業	979 (998)	1,143	1,228	1,268	1,339	1,541	1,927	1,102
651電車運転士	975 (984)	1,139	1,223	1,263	1,334	1,535	1,919	1,094
659その他の鉄道運転の職業	983 (1,015)	1,148	1,233	1,273	1,345	1,547	1,935	1,109
66自動車運転の職業	1,245 (-)	1,454	1,561	1,612	1,703	1,960	2,450	1,399
661バス運転手	1,156 (-)	1,350	1,450	1,497	1,581	1,820	2,275	1,282

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
662乗用自動車運転手	1,008 (-)	1,177	1,264	1,305	1,379	1,587	1,984	1,102
663貨物自動車運転手	1,318 (-)	1,539	1,653	1,707	1,803	2,075	2,594	1,490
669その他の自動車運転の職業	1,232 (-)	1,439	1,545	1,595	1,685	1,939	2,425	1,401
67船舶・航空機運転	1,313 (-)	1,534	1,647	1,700	1,796	2,067	2,584	1,579
671船長（漁労船を除く）	1,305 (-)	1,524	1,636	1,690	1,785	2,054	2,568	1,546
672航海士・運航士、水先人	1,316 (-)	1,537	1,650	1,704	1,800	2,071	2,590	1,568
673船舶機関長・機関士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
674航空機操縦士	- (-)	-	-	-	-	-	-	-
68その他の輸送の職業	1,116 (-)	1,303	1,399	1,445	1,527	1,757	2,196	1,226
681車掌	942 (947)	1,100	1,181	1,220	1,289	1,483	1,854	1,005
682駅構内係	923 (933)	1,078	1,157	1,195	1,263	1,453	1,816	1,003
683甲板員、船舶機関員	1,237 (1,271)	1,445	1,551	1,602	1,692	1,947	2,434	1,467
684フォークリフト運転作業員	1,118 (-)	1,306	1,402	1,448	1,529	1,760	2,200	1,224
689他に分類されない輸送	1,100 (-)	1,285	1,379	1,425	1,505	1,731	2,165	1,251
69定置・建設機械運転	1,228 (-)	1,434	1,540	1,590	1,680	1,933	2,417	1,440
691発電員、変電員	1,164 (-)	1,360	1,460	1,507	1,592	1,832	2,291	1,450
692ボイラー操作員	1,079 (-)	1,260	1,353	1,397	1,476	1,698	2,123	1,245
693クレーン・巻上機運転工	1,285 (-)	1,501	1,611	1,664	1,758	2,023	2,529	1,541
694ポンプ・送風機運転工	1,158 (1,160)	1,353	1,452	1,500	1,584	1,823	2,279	1,359
695建設機械運転工	1,294 (-)	1,511	1,623	1,676	1,770	2,037	2,547	1,528
696玉掛け作業員	1,193 (-)	1,393	1,496	1,545	1,632	1,878	2,348	1,349
697ビル設備管理員	1,182 (-)	1,381	1,482	1,531	1,617	1,860	2,326	1,358
699その他の定置機械運転等	1,101 (-)	1,286	1,381	1,426	1,506	1,733	2,167	1,286
J建設・採掘の職業	1,210 (-)	1,413	1,517	1,567	1,655	1,905	2,381	1,523
70建設躯体工事の職業	1,287 (-)	1,503	1,614	1,667	1,761	2,026	2,533	1,651
701型枠大工	1,269 (-)	1,482	1,591	1,643	1,736	1,997	2,497	1,644
702とび工	1,298 (-)	1,516	1,628	1,681	1,776	2,043	2,554	1,658
703鉄筋工	1,260 (-)	1,472	1,580	1,632	1,724	1,983	2,480	1,628
71建設の職業	1,206 (-)	1,409	1,512	1,562	1,650	1,898	2,373	1,536

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
711大工	1,211 (-)	1,414	1,519	1,568	1,657	1,906	2,383	1,572
712ブロック積工、タイル張工	1,234 (-)	1,441	1,547	1,598	1,688	1,942	2,429	1,558
713屋根ふき工	1,209 (-)	1,412	1,516	1,566	1,654	1,903	2,379	1,553
714左官	1,224 (-)	1,430	1,535	1,585	1,674	1,927	2,409	1,544
715畳工	1,086 (-)	1,268	1,362	1,406	1,486	1,709	2,137	1,306
716配管工	1,195 (-)	1,396	1,499	1,548	1,635	1,881	2,352	1,519
717内装工	1,205 (-)	1,407	1,511	1,560	1,648	1,897	2,371	1,551
718防水工	1,248 (-)	1,458	1,565	1,616	1,707	1,964	2,456	1,630
719その他の建設の職業	1,204 (-)	1,406	1,510	1,559	1,647	1,895	2,369	1,500
72電気工事の職業	1,161 (-)	1,356	1,456	1,503	1,588	1,827	2,285	1,491
721送電線架線・敷設作業員	1,238 (-)	1,446	1,552	1,603	1,694	1,949	2,436	1,553
722配電線架線・敷設作業員	1,143 (-)	1,335	1,433	1,480	1,564	1,799	2,249	1,454
723通信線架線・敷設作業員	1,115 (-)	1,302	1,398	1,444	1,525	1,755	2,194	1,417
724電気通信設備作業員	1,153 (-)	1,347	1,446	1,493	1,577	1,815	2,269	1,463
725電気工事作業員	1,162 (-)	1,357	1,457	1,505	1,590	1,829	2,287	1,496
73土木の職業	1,215 (-)	1,419	1,524	1,573	1,662	1,912	2,391	1,483
731土木作業員	1,213 (-)	1,417	1,521	1,571	1,659	1,909	2,387	1,482
732鉄道線路工事作業員	1,317 (1,324)	1,538	1,652	1,706	1,802	2,073	2,592	1,540
733ダム・トンネル掘削作業員	1,526 (-)	1,782	1,914	1,976	2,088	2,402	3,003	1,866
74採掘の職業	1,190 (1,234)	1,390	1,492	1,541	1,628	1,873	2,342	1,389
741採鉱員	1,106 (1,108)	1,292	1,387	1,432	1,513	1,741	2,177	1,338
742石切出作業員	1,170 (-)	1,367	1,467	1,515	1,601	1,842	2,303	1,343
743じゃり・砂採取作業員等	1,175 (-)	1,372	1,473	1,522	1,607	1,849	2,312	1,344
749その他の採掘の職業	1,280 (1,394)	1,495	1,605	1,658	1,751	2,015	2,519	1,530
K運搬・清掃等の職業	1,101 (-)	1,286	1,381	1,426	1,506	1,733	2,167	1,225
75運搬の職業	1,130 (-)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,260
751郵便集配員、電報配達員	1,036 (-)	1,210	1,299	1,342	1,417	1,631	2,039	1,082
752港湾荷役作業員	1,095 (-)	1,279	1,373	1,418	1,498	1,724	2,155	1,217
753陸上荷役・運搬作業員	1,155 (-)	1,349	1,448	1,496	1,580	1,818	2,273	1,302

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
754倉庫作業員	1,099 (-)	1,284	1,378	1,423	1,503	1,730	2,163	1,221
755配達員	1,149 (-)	1,342	1,441	1,488	1,572	1,809	2,261	1,280
756荷造作業員	1,029 (-)	1,202	1,290	1,333	1,408	1,620	2,025	1,146
76清掃の職業	1,071 (-)	1,251	1,343	1,387	1,465	1,686	2,108	1,182
761ビル・建物清掃員	1,008 (-)	1,177	1,264	1,305	1,379	1,587	1,984	1,088
762ハウスクリーニング作業員	1,130 (-)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,331
763道路・公園清掃員	1,130 (-)	1,320	1,417	1,463	1,546	1,779	2,224	1,273
764ごみ収集・し尿汲取作業員	1,103 (-)	1,288	1,383	1,428	1,509	1,736	2,171	1,201
765産業廃棄物収集作業員	1,158 (-)	1,353	1,452	1,500	1,584	1,823	2,279	1,279
769その他の清掃の職業	1,158 (-)	1,353	1,452	1,500	1,584	1,823	2,279	1,317
77包装の職業	969 (-)	1,132	1,215	1,255	1,326	1,525	1,907	1,049
771製品包装作業員	970 (-)	1,133	1,216	1,256	1,327	1,527	1,909	1,050
779その他の包装の職業	941 (944)	1,099	1,180	1,219	1,287	1,481	1,852	1,039
78その他の運搬等の職業	1,073 (-)	1,253	1,346	1,390	1,468	1,689	2,112	1,205
781選別作業員	1,075 (-)	1,256	1,348	1,392	1,471	1,692	2,116	1,180
782軽作業員	1,076 (-)	1,257	1,349	1,393	1,472	1,694	2,118	1,223
789他に分類されない運搬等	1,054 (-)	1,231	1,322	1,365	1,442	1,659	2,074	1,188

注1) 基準値（0年）は、令和元年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の下限額の平均を、一定の計算方法（月額×12÷52÷40）で時給換算し賃金構造基本統計調査から計算した賞与指數（0年）を乗じて作成

注2) 求人件数が30件未満の職業は「-」と表示

注3) 賞与指數（0年）は、1.02

注4) 賞与指數の計算には、賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与が使われているが、

賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注5) 各年の金額は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指數を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100	116.8	125.4	129.5	136.8	157.4	196.8

注6) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）の額が、最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）の額とした上で、当該額に能力・経験調整指數を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注7) 参考値（0年）は、令和元年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）した額

注8) 上記職業分類は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく

注9) 基準値（0年）の（）内の額は、令和2年度以降に適用された基準値（0年）の中で、最も高い賃金額（参考値）

令和3年度に適用される基準値（0年）の額が、令和2年度以降に適用された基準値（0年）の中で最も高い場合は、

「(-)」と表示

令和元年度職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	92.2
青森	83.6
岩手	86.5
宮城	96.8
秋田	86.0
山形	88.8
福島	92.7
茨城	100.0
栃木	98.9
群馬	97.9
埼玉	105.5
千葉	105.5
東京	114.5
神奈川	109.1
新潟	93.9
富山	97.4
石川	96.8
福井	97.2
山梨	98.1
長野	97.3
岐阜	100.0
静岡	99.8
愛知	105.2
三重	98.3
滋賀	98.8
京都	101.3
大阪	107.8
兵庫	102.0
奈良	100.9
和歌山	92.9
鳥取	89.4
島根	87.4
岡山	95.8
広島	97.2
山口	91.0
徳島	90.8
香川	95.3
愛媛	90.2
高知	87.8
福岡	92.5
佐賀	86.1
長崎	84.5
熊本	87.6
大分	89.7
宮崎	84.9
鹿児島	86.6
沖縄	85.4

※ 令和元年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

令和元年度職業安定業務統計による地域指數

	ハローワーク別地域指數（※）
全国計	100.0
北海道	92.2
0101 札幌計	97.6
0102 函館計	87.5
0103 旭川計	89.3
0104 帯広計	95.3
0105 北見計	87.7
0106 紋別計	87.7
0107 小樽計	85.8
0108 滝川計	87.7
0109 釧路計	88.2
0110 室蘭計	92.3
0111 岩見沢計	87.9
0112 稚内計	89.1
0113 岩内計	93.1
0114 留萌計	87.4
0115 名寄計	90.9
0116 浦河計	92.0
0118 網走計	88.2
0119 苫小牧計	92.6
0120 根室計	88.1
0123 札幌東計	93.0
0124 札幌北計	94.4
0125 千歳計	91.6
青森	83.6
0201 青森計	83.9
0202 八戸計	85.7
0203 弘前計	81.1
0204 むつ計	83.6
0205 野辺地計	84.8
0206 五所川原計	78.1
0208 三沢計	83.7
0209 黒石計	79.8
岩手	86.5
0301 盛岡計	87.5
0302 釜石計	83.0
0303 宮古計	82.8
0304 花巻計	85.9
0305 一関計	88.1
0306 水沢計	85.7
0307 北上計	89.0
0308 大船渡計	86.5

ハローワーク別地域指数（※）	
0309 二戸計	81.3
0310 久慈計	82.9
宮城	96.8
0401 仙台計	100.7
0402 石巻計	91.2
0403 塩釜計	92.9
0404 古川計	89.4
0405 大河原計	88.6
0406 築館計	88.3
0407 迫計	86.9
0408 気仙沼計	86.1
秋田	86.0
0501 秋田計	89.4
0502 能代計	85.0
0503 大館計	82.4
0504 大曲計	84.7
0505 本荘計	87.2
0506 横手計	82.6
0507 湯沢計	82.0
0508 鹿角計	82.4
山形	88.8
0601 山形計	90.3
0602 米沢計	86.6
0603 酒田計	88.9
0604 鶴岡計	87.6
0605 新庄計	87.0
0606 長井計	86.7
0607 村山計	88.5
0608 寒河江計	89.7
福島	92.7
0701 福島計	90.1
0702 平計	94.1
0703 会津若松計	86.2
0704 郡山計	96.6
0705 白河計	90.1
0706 須賀川計	88.8
0708 二本松計	90.8
0712 相双計	97.3
茨城	100.0
0801 水戸計	97.8
0802 日立計	95.9
0803 筑西計	97.4
0804 土浦計	100.8
0805 古河計	108.5

	ハローワーク別地域指数（※）
0806 常総計	101.4
0808 石岡計	97.6
0809 常陸大宮計	93.4
0810 竜ヶ崎計	103.4
0811 高萩計	90.4
0812 常陸鹿嶋計	100.3
栃木	98.9
0901 宇都宮計	99.9
0902 鹿沼計	102.3
0903 栃木計	97.1
0904 佐野計	95.6
0905 足利計	98.1
0906 真岡計	95.7
0907 矢板計	95.7
0908 大田原計	96.5
0909 小山計	101.2
0911 日光計	96.3
0912 黒磯計	95.9
群馬	97.9
1001 前橋計	94.8
1002 高崎計	102.3
1003 桐生計	91.5
1004 伊勢崎計	100.0
1005 太田計	99.8
1006 館林計	98.3
1007 沼田計	95.8
1008 群馬富岡計	97.2
1009 藤岡計	94.9
1010 渋川計	96.3
埼玉	105.5
1101 川口計	108.6
1102 熊谷計	100.8
1103 大宮計	106.7
1104 川越計	105.1
1105 浦和計	107.3
1106 所沢計	105.7
1107 秩父計	94.9
1108 春日部計	103.9
1109 行田計	100.2
1110 草加計	107.0
1111 朝霞計	106.1
1112 越谷計	105.5
千葉	105.5
1201 千葉計	106.7
1202 市川計	108.3

	ハローワーク別地域指数（※）
1203 銚子計	98.1
1204 館山計	97.1
1205 木更津計	105.0
1206 佐原計	100.6
1207 茂原計	101.6
1208 松戸計	106.8
1209 船橋計	108.0
1210 成田計	105.1
1211 千葉南計	103.9
東京	114.5
1301 飯田橋計	115.3
1303 上野計	116.0
1304 品川計	112.6
1306 大森計	109.5
1307 渋谷計	113.2
1308 新宿計	117.1
1309 池袋計	113.0
1310 王子計	111.3
1311 足立計	113.4
1312 墨田計	111.3
1313 木場計	110.0
1314 八王子計	107.6
1315 立川計	108.1
1316 青梅計	108.4
1317 三鷹計	123.4
1319 町田計	107.6
1320 府中計	107.4
神奈川	109.1
1401 横浜計	111.4
1403 戸塚計	106.7
1404 川崎計	109.6
1405 横須賀計	105.3
1406 平塚計	106.0
1407 小田原計	102.0
1408 藤沢計	107.5
1409 相模原計	111.0
1410 厚木計	105.3
1411 松田計	104.8
1412 横浜南計	106.9
1414 川崎北計	109.2
1415 港北計	112.2
1416 大和計	106.3
新潟	93.9
1501 新潟計	96.7
1502 長岡計	94.4
1503 上越計	93.6

	ハローワーク別地域指数（※）
1504 三条計	94.8
1505 柏崎計	93.8
1506 新発田計	93.3
1507 新津計	93.5
1508 十日町計	85.3
1510 糸魚川計	92.4
1511 巻計	93.7
1512 南魚沼計	91.9
1513 佐渡計	84.7
1514 村上計	88.1
富山	97.4
1601 富山計	98.1
1602 高岡計	97.5
1604 魚津計	96.8
1605 砺波計	95.5
1606 氷見計	93.4
1607 滑川計	95.9
石川	96.8
1701 金沢計	98.6
1702 小松計	94.4
1703 七尾計	92.1
1705 加賀計	95.4
1708 白山計	100.9
1709 輪島計	84.9
福井	97.2
1801 福井計	97.4
1802 武生計	97.8
1803 大野計	88.2
1804 三国計	99.5
1805 敦賀計	98.7
1806 小浜計	97.7
山梨	98.1
1901 甲府計	97.7
1903 塩山計	97.3
1904 薩摩計	97.8
1905 鮎沢計	99.0
1907 富士吉田所計	99.2
長野	97.3
2001 長野計	97.7
2002 松本計	97.3
2004 上田計	97.9
2005 飯田計	95.9
2006 伊那計	100.1
2007 篠ノ井計	98.9

	ハローワーク別地域指数（※）
2008 飯山計	94.5
2010 木曽福島計	94.0
2011 佐久計	96.2
2012 大町計	94.4
2013 須坂計	94.6
2014 諏訪計	97.1
岐阜	100.0
2101 岐阜計	101.8
2102 大垣計	98.7
2103 多治見計	101.4
2104 高山計	96.1
2105 恵那計	97.9
2106 関計	97.5
2107 美濃加茂計	99.0
2109 中津川計	95.3
静岡	99.8
2201 静岡計	101.3
2202 浜松計	101.2
2203 沼津計	100.5
2204 清水計	99.5
2205 三島計	100.6
2206 掛川計	98.2
2207 富士宮計	96.3
2208 島田計	97.5
2209 磐田計	99.8
2210 富士計	97.1
2211 下田計	97.1
2212 焼津計	97.9
愛知	105.2
2301 名古屋東計	107.5
2302 名古屋中計	106.7
2303 名古屋南計	105.1
2304 豊橋計	107.4
2305 岡崎計	102.9
2306 一宮計	102.5
2307 半田計	102.8
2308 瀬戸計	102.5
2309 豊田計	102.8
2310 津島計	102.0
2311 刈谷計	103.2
2312 西尾計	102.5
2313 犬山計	101.3
2314 豊川計	99.9
2315 新城計	93.9
2317 春日井計	106.9

	ハローワーク別地域指数（※）
三重	98.3
2401 四日市計	102.5
2402 伊勢計	95.0
2403 津計	94.9
2404 松阪計	97.2
2405 桑名計	101.3
2406 伊賀計	99.1
2408 尾鷲計	90.8
2409 鈴鹿計	98.9
滋賀	98.8
2501 大津計	98.6
2502 長浜計	96.8
2503 彦根計	98.5
2504 東近江計	98.4
2505 甲賀計	96.9
2506 草津計	100.4
京都	101.3
2601 京都西陣計	100.1
2602 京都七条計	104.0
2603 伏見計	101.4
2604 京都田辺計	106.1
2605 福知山計	97.5
2606 舞鶴計	99.1
2607 峰山計	92.7
2608 宇治計	101.1
大阪	107.8
2701 大阪東計	107.5
2702 梅田計	110.1
2703 大阪西計	108.9
2704 阿倍野計	103.0
2706 淀川計	106.3
2707 布施計	109.2
2708 堺計	106.0
2709 岸和田計	102.1
2710 池田計	104.5
2711 泉大津計	104.0
2712 藤井寺計	109.8
2713 枚方計	105.5
2714 泉佐野計	100.3
2715 茨木計	108.2
2716 河内長野計	102.3
2718 門真計	106.1
兵庫	102.0
2801 神戸計	103.1
2802 灘計	105.7

	ハローワーク別地域指数（※）
2803 尼崎計	105.7
2804 西宮計	104.8
2805 姫路計	100.6
2806 加古川計	100.2
2807 伊丹計	105.0
2808 明石計	102.2
2809 豊岡計	95.2
2810 西脇計	98.2
2811 洲本計	95.4
2813 柏原計	99.8
2820 西神計	101.2
2821 龍野計	98.4
奈良	100.9
2901 奈良計	102.5
2902 大和高田計	101.6
2903 桜井計	97.8
2904 下市計	96.2
2905 大和郡山計	100.4
和歌山	92.9
3001 和歌山計	94.5
3002 新宮計	91.8
3003 田辺計	91.1
3004 御坊計	88.3
3005 湯浅計	92.5
3006 海南計	90.8
3007 橋本計	89.1
鳥取	89.4
3101 鳥取計	89.5
3102 米子計	89.6
3103 倉吉計	88.6
島根	87.4
3201 松江計	87.9
3202 浜田計	87.0
3203 出雲計	87.8
3204 益田計	87.4
3205 雲南計	85.2
3206 石見大田計	85.3
岡山	95.8
3301 岡山計	97.9
3302 津山計	91.1
3303 倉敷中央計	97.4
3304 玉野計	92.2
3306 和気計	94.2
3307 高梁計	91.3

	ハローワーク別地域指数（※）
3308 笠岡計	92.8
3311 西大寺計	97.1
広島	97.2
3401 広島計	100.8
3402 広島西条計	95.7
3403 吳計	92.3
3404 尾道計	92.2
3405 福山計	97.2
3406 三原計	91.0
3407 三次計	92.4
3408 可部計	96.9
3411 府中計	89.9
3414 広島東計	97.7
3415 廿日市計	92.7
山口	91.0
3501 山口計	92.9
3502 下関計	90.4
3503 宇部計	90.4
3505 防府計	88.9
3506 萩計	89.6
3507 徳山計	90.8
3508 下松計	91.1
3509 岩国計	92.1
3510 柳井計	90.4
徳島	90.8
3601 徳島計	92.2
3603 三好計	88.5
3604 美馬計	86.5
3605 阿南計	88.9
3606 吉野川計	86.9
3607 鳴門計	89.9
香川	95.3
3701 高松計	96.0
3702 丸亀計	95.3
3703 坂出計	95.6
3704 觀音寺計	92.8
3705 さぬき計	93.6
3706 土庄計	89.0
愛媛	90.2
3801 松山計	91.1
3802 今治計	89.9
3803 八幡浜計	83.8
3804 宇和島計	84.5
3805 新居浜計	90.0

	ハローワーク別地域指数（※）
3806 西条計	89.9
3807 四国中央計	96.0
3808 大洲計	83.9
高知	87.8
3901 高知計	89.2
3902 須崎計	84.0
3903 四万十計	83.0
3904 安芸計	85.3
3905 いの計	84.5
福岡	92.5
4001 福岡中央計	97.8
4002 飯塚計	88.5
4003 大牟田計	86.4
4004 八幡計	91.8
4005 久留米計	90.6
4006 小倉計	93.0
4008 直方計	91.9
4009 田川計	88.0
4010 行橋計	88.9
4012 福岡東計	99.0
4014 八女計	85.6
4015 朝倉計	87.1
4018 福岡南計	94.0
4019 福岡西計	92.2
佐賀	86.1
4101 佐賀計	87.4
4102 唐津計	84.2
4103 武雄計	84.9
4104 伊万里計	83.5
4105 鳥栖計	88.8
4106 鹿島計	81.7
長崎	84.5
4201 長崎計	87.2
4202 佐世保計	84.9
4203 諫早計	83.7
4204 大村計	82.7
4205 島原計	78.6
4206 江迎計	80.2
4207 五島計	80.2
4208 対馬計	80.6
熊本	87.6
4301 熊本計	90.7
4302 八代計	86.0
4303 菊池計	86.1

	ハローワーク別地域指数（※）
4304 玉名計	85.6
4306 天草計	80.5
4307 球磨計	80.6
4308 宇城計	87.7
4309 阿蘇計	81.9
4310 水俣計	79.3
大分	89.7
4401 大分計	92.2
4402 別府計	86.3
4403 中津計	86.9
4404 日田計	89.9
4406 佐伯計	88.6
4407 宇佐計	84.1
4408 豊後大野計	83.9
宮崎	84.9
4501 宮崎計	87.0
4502 延岡計	83.0
4503 日向計	84.7
4504 都城計	84.6
4505 日南計	79.1
4506 高鍋計	83.0
4507 小林計	82.9
鹿児島	86.6
4601 鹿児島計	89.5
4602 川内計	84.5
4603 鹿屋計	83.8
4604 国分計	86.6
4605 加世田計	82.0
4606 伊集院計	84.3
4608 大隅計	81.9
4609 出水計	83.4
4611 名瀬計	83.2
4612 指宿計	86.5
沖縄	85.4
4701 那覇計	86.3
4702 沖縄計	84.8
4703 名護計	81.5
4704 宮古計	84.7
4705 八重山計	84.7

※ 令和元年度にハローワークで受理した無期かつフルタイムの求人に係る
求人賃金（月給）の上限額と下限額の中間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

退職手当制度がある企業の割合

- 80.5% (平成30年就労条件総合調査(厚生労働省))
- 91.0% 【退職一時金制度】(令和元年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
- 94.4% 【退職年金制度】(令和元年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
- 92.6% (平成28年民間企業退職給付調査(人事院))
- 71.3% (平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都))

退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3
自己都合	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	52.9	31.8	5.7	9.6
自己都合	6.4	24.2	17.2	50.3

令和元年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数 (調査産業計) (%)

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	2.9	24.7	7.9	29.5	2.3	7.0	25.8
自己都合	0.7	17.3	11.9	48.8	3.8	9.7	7.8

平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)

退職手当の支給月数

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	38.6	40.6	36.3	34.3
20～24年	26.0	16.8	15.5	12.1
25～29年	26.3	21.4	22.4	18.7
30～34年	35.4	26.8	27.2	26.2
35年以上	42.2	46.3	46.1	43.0

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	35.3	39.5	33.8	-
20～24年	13.5	9.2	19.8	-
25～29年	30.7	34.3	24.0	-
30～34年	39.5	39.7	33.4	-
35年以上	38.3	48.9	46.3	-

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	29.6	29.7	23.9	13.6
20～24年	18.9	12.3	12.5	8.6
25～29年	24.2	21.1	21.9	9.6
30～34年	40.1	29.7	31.0	10.7
35年以上	42.5	47.0	38.6	26.5

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	43.4	50.8	48.6	46.8
20～24年	29.6	20.4	21.5	-
25～29年	37.6	39.5	42.2	-
30～34年	46.0	46.6	54.8	-
35年以上	46.9	60.1	55.7	-

平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.3	2.7	1.5
5	4.4	2.3	4.1	2.2
10	8.9	5.3	9.3	5.2
15	13.8	9.5	14.5	10.0
20	19.3	15.9	23.3	16.6
25	25.1	22.5	29.9	24.7
30	32.7	30.8	33.0	31.6
35	39.9	37.7	40.3	40.9
38	42.3	41.6	40.6	41.5
定年	43.0		48.0	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	2.8	1.4	2.5	1.0
5	4.3	2.2	3.4	1.7
10	7.9	4.7	7.4	4.3
15	13.4	9.2	13.4	9.8
20	20.0	16.2	20.6	16.4
25	28.2	24.8	24.5	21.0
30	34.5	32.0	31.9	28.9
35	38.4	37.6	36.3	36.1
40	42.7	38.8	41.9	40.1
定年	37.3		39.9	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	3.0	1.7	2.4	1.2	2.8	1.0
5	4.5	2.6	4.0	2.1	5.0	2.1
10	8.8	5.7	8.6	5.2	9.5	4.4
15	13.5	9.8	14.4	10.0	15.1	8.9
20	19.6	16.7	21.2	16.8	21.0	15.2
25	27.1	24.4	27.0	23.5	29.6	23.7
30	33.8	31.7	33.9	30.5	35.7	31.0
35	40.2	38.8	40.3	37.2	43.9	39.8
42	48.0	46.1	47.2	49.8	48.8	47.6
定年	45.6		45.9		51.4	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金（調査産業計） (月)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒(自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	0.4	0.6	1	0.4	0.7	1	0.4	0.7
3	1.0	1.5	3	1.0	1.6	3	1.1	1.7
5	1.7	2.5	5	1.8	2.6	5	1.9	2.7
10	3.8	5.2	10	4.3	5.5	10	4.4	5.7
15	6.5	8.6	15	7.1	8.8	15	7.4	9.1
20	9.7	11.9	20	10.6	12.3	20	10.7	12.5
25	13.4	16.0	25	14.5	16.5	25	14.8	16.5
30	16.7	19.6	30	18.4	20.5	30	18.7	20.3
35	20.2	23.2	35	21.8	23.8	33	21.5	23.3
37	21.2	24.1	定年	-	27.9	定年	-	28.0
定年	-	29.0						

平成30年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

標準者退職金の支給月数 (月)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	1.1	1	1.1	1	1.1
3	2.7	3	2.3	3	2.7
5	4.6	5	3.7	5	4.5
10	9.2	10	7.5	10	9.1
15	12.4	15	12.0	15	13.9
20	17.6	20	16.8	20	19.7
25	22.8	25	23.0	25	25.9
30	29.3	30	28.5	30	32.3
33	32.9	35	34.1	35	38.7
35	35.0	37	37.4	37	41.4
38	38.2	39	37.7	39	41.8
		42	41.6	42	46.0

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職手当の支給金額

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

(万円)

	大学・大学院卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,983	1,618	1,159	965
20～24年	1,267	525	421	268
25～29年	1,395	745	610	453
30～34年	1,794	928	814	728
35年以上	2,173	1,954	1,629	1,321

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,156	1,969	1,118	-
20～24年	634	415	545	-
25～29年	1,786	1,809	758	-
30～34年	2,572	1,967	1,109	-
35年以上	2,403	2,467	1,704	-

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	1,519	1,079	686	372
20～24年	780	354	336	226
25～29年	1,399	754	630	239
30～34年	2,110	1,039	939	306
35年以上	2,116	2,047	1,177	801

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

(万円)

	大学卒・大学院 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (管理・事務・ 技術職)	高校卒 (現業職)	中学卒 (現業職)
計	2,326	2,094	1,459	1,300
20～24年	1,402	947	409	-
25～29年	1,995	1,522	1,210	-
30～34年	2,522	1,897	1,680	-
35年以上	2,530	2,521	1,955	-

平成30年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	大卒（総合職）事務・技術労働者		大卒（一般職）事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	687	328	579	322
5	1,238	634	968	509
10	3,128	1,861	2,459	1,375
15	5,884	4,076	4,260	2,869
20	9,659	8,018	7,462	5,255
25	14,269	12,870	10,167	8,122
30	20,129	18,983	12,186	11,236
35	24,552	23,683	14,734	14,207
38	26,864	26,597	16,085	15,502
定年	25,111		17,883	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	602	310	482	202
5	985	498	712	344
10	2,404	1,455	1,808	1,056
15	4,703	3,289	3,596	2,612
20	7,560	6,173	6,440	5,146
25	11,659	10,292	9,299	7,943
30	15,610	14,452	12,613	11,152
35	18,567	18,159	14,263	13,769
40	21,506	20,275	15,442	15,036
定年	18,824		14,139	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤 続 年 数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合
3	580	340	450	213	522	186
5	966	567	787	422	984	404
10	2,308	1,508	2,054	1,228	2,313	1,067
15	4,217	3,101	3,985	2,782	4,313	2,524
20	7,195	6,098	6,768	5,262	6,716	4,834
25	11,224	10,170	9,626	8,199	10,515	8,391
30	15,372	14,512	12,773	11,414	14,018	12,144
35	19,842	19,296	15,745	14,282	17,835	16,113
42	24,233	23,034	18,368	18,478	19,174	18,797
定 年	23,792		18,183		21,140	

令和元年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

モデル退職金(調査産業計) (千円)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒(自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	76	114	1	76	139	1	90	157
3	184	280	3	210	312	3	237	379
5	346	517	5	393	571	5	439	640
10	898	1,227	10	1,060	1,365	10	1,215	1,574
15	1,702	2,230	15	1,949	2,432	15	2,298	2,836
20	2,796	3,441	20	3,219	3,765	20	3,733	4,358
25	4,235	5,049	25	4,844	5,541	25	5,697	6,363
30	5,779	6,778	30	6,707	7,490	30	7,852	8,523
35	7,530	8,629	35	8,459	9,244	33	9,293	10,083
37	8,095	9,215	定年	-	11,066	定年	-	12,034
定年	-	11,268						

平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)

標準者退職金の支給額 (千円)

勤続年数	大学卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (管理・事務・技術職) (会社都合)	勤続年数	高校卒 (現業職) (会社都合)
1	249	1	191	1	185
3	658	3	445	3	500
5	1,267	5	786	5	886
10	3,079	10	1,917	10	2,120
15	4,880	15	3,582	15	3,902
20	8,094	20	5,787	20	6,238
25	11,817	25	8,951	25	8,963
30	16,298	30	12,220	30	12,086
33	19,599	35	15,619	35	15,182
35	20,381	37	17,818	37	16,139
38	22,558	39	18,509	39	16,454
		42	20,377	42	18,172

2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果(日本経済団体連合会)

退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,618	9,704
21年	7,647	14,067
22年	8,149	15,691
23年	8,712	15,965
24年	9,536	17,331
25年	10,628	19,318
26年	11,749	20,911
27年	12,124	22,266
28年	12,571	24,355
29年	12,725	27,855
30年	13,623	28,248
31年	14,499	28,481
32年	16,833	27,315
33年	20,210	27,279
34年	22,193	27,501
35年	24,224	27,811
36年	25,308	27,858
37年	25,150	27,857
38年	24,598	27,714
39年	22,465	27,473
40年	23,764	25,015
41年	23,681	23,522
42年	23,755	23,169
43年	23,287	22,183
44年	25,859	-
45年以上	28,642	51,480

平成28年民間企業退職給付調査（人事院）